

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十九条第一項中「保証人が連署した」を削り、同条第二項中「保証人の署名を得た」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第三項に規定する要件を欠くにいたつた」を「が死亡し、又は保護者に変更があつた」に改め、「又は誓約書」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「生徒又は保証人」を「又は生徒」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条第一項及び第四項、第二十一条第一項並びに第二十一条の二第一項及び第三項中「保証人が連署」を「共に記名」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加え、同条第三項中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十二条第一項若しくは第二項」に改め、「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

様式第三を次のように改める。

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項及び第二項の改正規定並びに第三十条第一項から第三項までの改正規定は、公布の日

附 則

様式第4（第19条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の自分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

(備考) 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

様式第四を次のように改める。

様式第3（第19条関係）

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

現 住 所 _____

ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせませす。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に記名するとともに、身上の異動を履行させませす。

現 住 所 _____

上記生徒との関係 _____

ふ り が な _____
保 護 者 氏 名 _____

(備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保護者は、入学願書に記入した者とする。

から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立高等学校通則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。